

市議会だより

- 記事内容 ● 9月定例会から…………… P 2
 ● 決算特別委員会… P 3～ P 4
 ● 一般質問…………… P 5～ P 8
 ● 議案質疑…………… P 9
 ● 予算特別委員会… P 9～ P 10
 ● 常任委員会…………… P 11～ P 12
 ● 討論…………… P 13
 ● 陳情等…………… P 14



観光案内所にて

提供：男鹿写真クラブ 夏井八洲夫氏

九月定例会を ふりかえり

今定例会では、平成十九年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定、平成二十年度一般会計補正予算等の案件、継続審査となっていた平成十九年度男鹿みなど市民病院事業会計決算等について審議されました。会期は、九月五日から二十五日までの二十一日間で、平成十九年度男鹿みなど市民病院事業会計決算については、開会初日に不認定となりました。

市民の関心の高い、男鹿みなど市民病院の経営状況について、市長が全身全霊で推進するとしている経営健全化計画は、実績とのかい離が大きく、非常に厳しい状況となっていることから各議員よりあらゆる角度からの質疑があり、残りの任期半年間でのような手立てを尽くすのか、市民の皆様とともに注目していかねばならないものです。このほか、船越長沼団地十六号線道路改良工事、国民健康保険税資産割分算定漏れ等についても、厳しい質疑・意見等があり、今後の市政の課題も浮き彫りになったのではないかと思われます。

原油高騰等により、これから冬を向かえる市民にとっては冬の寒さだけでなく、生活自体の寒さの厳しさが追い討ちをかけそうな心配であります。市民の負託を受けた私たち議員も、市民の目線に立って審議しなければならぬと思いますので、なお一層の市民のご協力、ご理解をお願いするものであります。

8月臨時会
9月定例会

平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計
決算を不認定

平成二十年九月定例会は九月五日に招集され、二十五日までの二十一日間の会期で開かれました。この定例会では、平成十九年度一般会計及び各特別会計決算など十五議案が市長から提案され審議の結果、すべて可決、認定、同意するとともに、議案十件を可決し閉会しました。なお、本定例会初日において、八月臨時会で継続審査としていた病院、上水道及びガスの各事業会計決算について採決した結果、病院事業については不認定とし、上水道及びガス事業については認定しました。

八月臨時会で提案された平成十九年度男鹿みなと市民病院事業会計決算については、病院当局は重要課題として医師確保と経営健全化計画の推進に取り組んできたが、入院、外来とも前年に比べ減となり、結果的に単年度で五億二千七百六十一万三千七百六十四円の赤字となり、累積赤字額も二十五億九千九百六十万八千七百五円となりました。決算特別委員会では、決算結果や今後の病院経営に対し多くの議論が出されたほか、昨年の非常勤医師問題への対応などからしても不認定とすべきであるという審議結果となり、九月定例会において採決の結果不認定と決しました。

新船川保育園に
関する請願

先の三月定例会及び六月定例会で提出され、継続審査となっていた二件の新船川保育園建設用地に関する請願については、

それぞれの請願趣旨について双方の立場から多くの議論を経てきましたが、八月臨時会において旧港湾事務所跡地への建設を求める請願が賛成多数で採択されました。

平成十九年度一般会計及び
各特別会計決算を認定

九月定例会では初日に市長から市政に係る諸般の報告として一般質問でも取り上げられた市道長沼団地十六号線道路改良工事や消防広域化など九点について報告されました。

また、本定例会に提出された平成十九年度一般会計及び各特別会計の決算については、それぞれ認定されました。一般会計の決算は次年度への繰越額を除いた実質収支は、二億五千九百五十三万三千二百三十三円となりました。

今年度決算から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される健全化判断比

審議日程

9月5日 本会議
9日 本会議（一般質問）
10日 本会議（一般質問）
11日 本会議（議案質疑）
12日 予算特別委員会
16日 決算特別委員会
17日 決算特別委員会
18日 常任委員会・分科会
19日 常任委員会・分科会
25日 予算特別委員会
議会運営委員会
本会議

可決した
主な議案

- 八月臨時会
●保量川排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結について
ほか一件

九月定例会

- 〔決算認定〕
●平成十九年度男鹿市一般会計及び各特別会計
●平成十九年度男鹿市上水道及びガス事業会計

〔条例〕

- 男鹿市認可地縁団体印鑑条例の一部改正
●男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正
ほか二件

〔平成二十年補正予算〕

- 一般会計（第二号）
ほか四件

〔その他〕

- 人権擁護委員の推薦について
小林彬實（船川）
京極修二（野石）
杉本正広（鶴木）
ほか二件

〔議員提出議案〕

- 意見書案等十件

男鹿みなと市民病院事業会計
男鹿市上水道及びガス事業会計

決算特別委員会

八月臨時会では、平成十九年度の病院、上水道及びガス事業会計決算について審査するため、議員十一人で構成する特別委員会を設置し、審査の結果、上水道及びガス事業会計については原案のとおり認定しましたが、病院会計については不認定としました。決算の概要と質疑から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

決算特別委員

越後	吉田	杉本	中佐	船中	島柳	○船	◎船
勝儀	貞直	後田	藤本	田山	柴橋	木	
治彦	博敏	次郎	正謙	富芳	金	金	
三勝	三勝	雄弘	光				

(◎委員長 ○副委員長)

平成十九年度の各事業会計決算は、ガス事業については黒字となったものの、病院、上水道事業では赤字となりました。

病院事業会計では、前年度に比較し、患者数が入院で一六・八%、外来では九・二%の減となり、入院及び外来患者の診療単価はやや伸びたものの診療収入で一〇・八%減と非常に厳しい状況となり、収益的収支の収入で十八億六千四百九十九万七千九百八十一円、支出で二十三億三千四百一十一万一千七百四十五円となり、この結果五億二千七百六十一万三千七百六十四円の純損失となり、不良債務については、四億四千九百十万二千六百七十九円となりました。

上水道事業会計では、収益的収支において、給水収益を主とする収入で六億六千六百六十六万五千七百七十円、支出で六億六千八百五十八万八千七百九十三円となり、この結果、税抜きの純損失は一千五百二十九万一千三百二十八円となりました。

ガス事業会計では、収益的収支において、ガス売り上げを主とする収入で六億三千二百八十万三千二百九十二円、支出で五億九千八百四十四万四千六十三円となり、この結果、税抜きの純利益は、二千二百五十五万二千二百八円となりました。

病院事業会計に対する監査委員の意見について

質疑 監査委員として男鹿みなと市民病院の決算審査において、病院事業の現状をどう捉えているのか伺います。

答 男鹿みなと市民病院の平成十九年度の不良債務額は、四億四千九百十万二千六百七十九円で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率は二七・四%と経営健全化基準の二〇%を大幅に超えており、このままでは平成二十一年度からペナルティを受けることとなりますので、大変憂慮しております。監査委員としては、現時点では、市民から信頼

され一人でも多くの患者に利用されるよう、みなと市民病院の実態を周知し、理解していただく手立てを講ずるべきではないかと考えております。

中核医療機関としての責任を果たしているのか

質疑 不良債務が発生し、厳しい経営状況である男鹿みなと市民病院は地域の



男鹿みなと市民病院

市民病院は地域の中核医療機関として役割を果たしているのか。

答 男鹿みなと市民病院は、入院で四万五千人、外来で八万一千人、救急患者が五千三百人という利用状況からみて、市民の中核医療機関としての役割を十分果たしていると認識しております。

質疑 なぜ、医師が一名増となっているにもかかわらず、患者減少に歯止めがかからないのか。

答 医師が増となったものの非常勤医師も含め、八四%の充足率と十分でないことや社会経済情勢による診療離れが見られることなどから、利用者が増加しないものと思われませんが、今後とも人間ドック、人工透析及び医師等による市民講座の実施などにより利用者増に結び付け、経営の健全化を図りたいと考えております。

有収率改善による効果は

質疑 水道事業に係る有収率改善による効果は

善による効果及び水道、ガス料金未収状況について伺います。

答 一立方メートルあたりの漏水修理に係る費用原価は約十三円と試算しており、有収率が一%引き上がることで約百五十万円の軽減が図られます。また、平成十八年度以前の過年度分の未収金については、水道では百二十三万六千円、ガスでは六十六万六千円となっております。

質疑 ガス経年管更新事業の概要及びガス料金改定の予定について伺います。

答 本市と大潟村を合わせた経年管の総延長は約二十八キロメートルで日本ガス協会の安全高度化目標に基づき、平成三十二年度までに取替えを完了する予定であり、総費用として約四億円を見込んでおります。このうち約六キロメートルのねずみ管については北海道北見市のガス漏洩事故を踏まえ五年前倒し、平成二十七年までに更新を終える計画であります。

また、ガス料金の改定については、平成二十一年十二月上旬を目途に進めている若美、大潟地区の熱量変更作業が終了した後、出来るだけ早い機会に料金統一とあわせて料金の改定について検討してまいります。

一般会計及び各特別会計

決算特別委員会

九月定例会では、平成十九年度一般会計及び各特別会計について審査するため、議員十一人で構成する特別委員会を設置し、審査の結果いずれも原案のとおり認定しました。決算の概要と質疑から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

決算特別委員

- 三通雄美志明紀子光寿
國利俊勝寛利清美圭桂健次郎
桑浦田森野元仲藤川浦田
高三中大高木古佐笹
○三
◎安
(◎委員長 ○副委員長)

平成十九年度一般会計について市長から、国の三位一体改革による税源移譲等に伴い、市税総額は増となったものの、所得譲与制度の廃止や地方交付税及び臨時財政対策債の減などにより、一般財源総額が減となり厳しい財政運営が続く中、平成十七年十二月に策定した行政改革大綱に基づき、職員の定員管理の適正化と併せて、管理職手当及び時間外勤務手当の縮減並びに特別職の給料の引き下げを行い人件費の縮減を図るとともに、市債発行の抑制に努めるなど、行政改革に積極的に取り組み、限られた財源の適切かつ効率的な運用を図り、財政の健全性の維持に努め、市民福祉の増進に取り組んできたとの報告がありました。

八月十一日二十二千二百五十円を繰り越しましたので、実質収支は二億五千九百九十九万三千二百三十三円の黒字となっています。
市税収納率向上 対策について
【質疑】市民税の増加、固定資産税の減少要因及び収納率向上対策と不納欠損処分にかかわる時効の中断について伺います。
【答】市民税の増加については、税源移譲によるものであり、固定資産税の減少については、固定資産等所在都市交付金いわゆる石油備蓄交付金の減であります。また、市民税・国保税の収納率向上対策として、高額滞納者の分析と滞納処分の適正執行とあわせ、今後はインターネットによる公売、自主納付の促進、夜間・休日窓口の試行、口座振替の促進、また、従来から実施している電話・文書による催告の強化、納税相談等々を実施し、収納率向上に努めてまいります。さらに、時効の中断については、納税通知書等で指定した納期限までの期間、督促状を発送して十日を経過した日までの期間、差

し押さえなどによる滞納処分の終了、または、差し押さえ解除までの期間、一部納付徴収猶予申請、納税誓約書の提出等があったときに中断するものであります。
市内バス路線の現状は
【質疑】秋田県生活バス路線等維持費補助金及び生活交通路線維持費補助金の補助内容と、今後の路線の動向等補助金の見直しについて伺います。
【答】秋田県生活バス路線等維持費補助金については、市民生活に必要なバス路線の円滑な維持に努めるため、乗り合いバス事業者に対し、県の補助金とあわせ交付するもので、平成十九年度一億七百九十六万三千円、内訳として県補助が二千二百二十五万五千円、市補助が八千五百八十八万八千円となっています。また、市内バス路線については、これまで減便、事業者による経費の節減を図り、維持確保に努めてきたところであり、このまま、平成二十二年度から補助基準を見直すとしており、これ

が実施されると本市のほとんどの路線が対象となるものが予想されることから、地域の実態に即した新たな公共交通体系の構築を図るため、今年二月に「男鹿市地域公共交通活性化協議会」を設置し、男鹿市公共交通総合連携計画を策定中であり、今後、議会や地域の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。
国保税資産割算定 漏れについて
【質疑】国民健康保険税共有資産算定漏れについては、税の公平負担の観点から、市の責任において全額補てんすべきと考えますが、当局及び監査委員の見解を求めます。
【答】地方税法で遡及できるのは、平成十七年度から十九年度までの三ヶ年分であり、現在、市民からご理解をいただきながら徴収に努力しているところであり、遡及できない平成二十二年から十六年度までについては、職員に対し損害を請求することも考えられませんが、損害賠償は難しいものと判断しています。さらに、市長から六月定

例会において、本問題の重大性を鑑み、管理監督責任として、市長と副市長の減給処分が議決され、関係職員についても処分したところであり、今後、一層職員の指導を徹底してまいります。
また、監査委員からは、入湯税問題に引き続き、国保税の徴収漏れが発覚し、市民の納税意欲の低下を危惧しているところであり、当局として課内室を設け、徴収に努めています。現実には厳しいものであります。この度の徴収漏れについては、事務処理の安易さにより発生しているもので、法令遵守はもちろん、税の現状を再認識し、業務に邁進するよう指摘がありました。
福祉灯油について
【質疑】福祉灯油引換券支給実績について伺います。
【答】引換券の支給実績については、支給世帯数で一千六百三十七世帯、内訳として一万円を支給する高齢者世帯一千二百四十一世帯、障害者世帯十八世帯、五千円を支給する一人親世帯百二十三世帯、生活保護世帯二百五十五世帯、金額にして一千四百四十八万八千円となっており、国からの交付金五百九十九万九千九百九十九円、残り約五百万円が市の持ち出しとなっています。

一般質問



人口減少社会に対応した地域社会の構築について

人口減少社会にあっても、生まれ育った土地で暮らすことができる持続可能な地域社会を構築していくかが課題であり、総合計画をはじめ、過疎計画でも対策が講じられているが、当局の検証結果及び各地域の実情をどのように把握しているものか伺います。

時点で大きい問題は市長に、小さなことについては担当課へ直接要望にご足労いただき課題解消に努めています。

森林荒廃や耕作放棄地の増加について

集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、空き家・耕作放棄地の増加などの重大な問題が生じており、今後さらなる高齢化の進展により、これらの問題は一層深刻化するおそれがあることから具体的な検討・対策について伺います。

集落管理の森林を森林整備計画に基づき実施する際、国・県の補助金のほか、市独自で負担金の二分の一を補助し、集落負担の軽減に努め、緑の保全意識の啓発に努めています。耕作放棄地の増加については、農業生産の減少による自給率の低下や農地の多面的機能の維持増進が困難になるなどの問題の発生にもつながることから、耕作地放棄の未然防止とその解消を図るため、関係機関等と連携し、実情把握を行うとともに、農地の利用集積、戦略作物の生産、

中山間地域等直接支払いなどの施策を推進しており、今後とも積極的に取り組んでまいります。

農業政策について

生産額の減少、原材料・生産資材の高騰により、所得の低迷をもたらしている。政府が対策として、大豆・麦・米粉・飼料用など新規需要米の作付け拡大に対する助成金の新設や耕作放棄地への営農再開に向けた緊急支援を盛り込んだとあるが、国の食料自給率向上対策の先取り等、新たな取り組み策について伺います。

平成二十一年からは、米粉や飼料米などの新規需要米、自



妊婦健康診査の検査状況は

男鹿市では、妊婦健康診査時のHTLV-1型抗体検査導入の実施はなされているものか。また、HTLV-1ウイルスの感染者の実態はどのようになっているものか。さらに、男鹿市には、成人T細胞白血病(AT

給率の高い麦、大豆を新規に作付けした場合や、さらに耕作放棄地の再生利用に対して助成する仕組みを予定していることから、関係機関等と連携を図りながら、制度を十分見極め、地域に適した作物の生産を振興してまいります。また、地元で生産された安全で安心の農作物を学校・病院・観光施設などへの利用拡大の推進も図っていかねればならないと考えています。

観光と農林漁業の連携策について

本市のように特徴ある地域性や有利性を活かして、独自の街づくりを目指すべきと考えながら、グリーン・ツーリズム(長期滞在型農業)等、観光と連携した農業、農村観光など魅力ある地域づくりのための施策を積極的に推進してはどうか。

市民農園、農業体験グリーン・ツーリズム、観光農園の試み、農林水産業と観光との連携は、食料の大切さや農業の果たしている役割の醸成、地場産品の消費や宿泊施設の利用者の増加、地域の活性化にもつながるものと考えています。

や脊髄疾患(HAM)の患者数は何人おられるのか伺います。

妊婦健康診査時のHTLV-1型抗体検査導入については、日本産婦人科医会秋田県支部長と契約し、実施しており、抗体検査は平成十五年から導入し、全妊婦に無料で実施しています。

ウイルス感染者の実態については、平成十八年度は抗体検査を百七十名に実施しており、全員異常がないとの報告を受けています。また、十九年度は個人情報保護の観点から報告を受けていないものがあり、百四十七名の実施中、百二十七名が異常なしとの検査報告を受けています。

岩手・宮城内陸地震の教訓に学ぶ地震への防災対策は

市民一人一人が防災の備えを必要とされていますが、具体的な防災行動についての市長の考え方や独居高齢者等の家具を無料で固定する制度の導入は考えていないものか見解を伺います。また、緊急地震速報は、ほとんど警報が間に合っており、防災対策の見直しが必要と考え

が、残り二十名の結果については把握できていません。ATLHAM患者数については、保健所への届出義務がなく、患者数把握は困難であると同っております。

一般質問

ますが見解を伺います。さらに本市の学校施設耐震化対応実施はどこまで進められているものか伺います。

答 具体的な防災行動については、地域防災計画を定め、避難場所の指定、マップの配布、災害救助物資の備蓄等を行っています。また、「県民防災の日」には、災害を想定した各種訓練を市内各地で実施しています。一人暮らし高齢者の家具の固定については、高齢者生活援助制度の中で検討してまいります。さらに、指摘されている緊急地震速報の問題点については、県の防災計画見直し時に合わせて対応してまいります。学校の耐震化については、優先度の高い男鹿東中学校の早期実施、船川第一・払戸・五里合小学校についても対策を講ずることとしています。

男女共同参画社会の推進を

問 女性の社会参加や就業を促すため、妊婦の通院時間に利用可能な妊婦特例有給休暇を設ける。男性への育児休業取得を義務付ける「パクオーター制」を導入する。育児休業制度利用者の体験談をマスコミ、県の広

報誌に掲載する。事業主に各種助成金・奨励金の情報を提供し指導する。夜間保育を実施する。男女共同参画の都市宣言をする。以上を提言し、考えをお聞きします。

答 妊婦特例有給休暇については、定めた法律がありませんが、



佐藤 巳次郎 議員

病院事業会計決算不認定 市長の責任重大

問 平成十九年度男鹿みなと市民病院事業会計決算は、決算特別委員会では全員一致で、本会議では二〇対三の大多数で不認定となりました。不認定となっても予算執行の効力に関係ありませんが、市長の政治責任が大きき問われている。不認定の大きな原因は、医師確保のためとして、地方自治法、公営企業法市の条例・規則に違反した数々の行為を市長が佐藤副市長に医師確保を丸投げしていたことに

事業主にお願いの「パクオーター制」については、動向を見極めながら研究してまいります。体験談の紹介については、県の情報誌「a・via」に掲載され市では各公共施設に配布しています。事業主への情報提供・指導については、ハローワークと

よるもので、副市長は責任をとり辞職に追い込まれました。議会の大多数が不認定ということは病院問題だけでなく、佐藤市政全般に対する信頼度の表われともとれる結果ではないかと思えます。市長の見解をお聞きします。

答 本件については、大変重く受け止めており、今後とも、病院事業の適切かつ適正な運営に努め、経営健全化計画を推進するとともに、市政の進展のため一層努力してまいることが私の責務と考えております。

後期高齢者医療制度 について

問 六月定例会で、男鹿市議会として「後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書」が議員全員の賛成で可決され、総理大臣・厚生労働大臣あてに意見書を送付しております。このことは国会で廃止法案が参議院で可決され、衆議院で継続審査となっております。市長自身が、議会の総意、高齢者の願いでもあり、広域連合や国に働きかける責任があると思えますが見解

連携し対応しています。夜間保育については、今後、アンケート調査などでニーズの把握に努めてまいります。男女共同参画都市宣言については、内閣府の宣言都市奨励事業などを視野に入れ、議会と協議し検討してまいります。

を伺います。

答 国の法律は実行していかなければならぬ立場にあります。議会の議決があったことについては、今後、広域連合議会でも申し述べていきたいと考えております。

国保税算定漏れ 国保加入者にしめしつかず

問 国民健康保険税資産割額の算定の際、共有名義分を賦課していないことが判明し、平成十七年からの三年分については、当事者に税法上遡及できるとして課税しているが、それ以前の五年分は遡及できないとして国保会計に入るべき税金が入っていない。市のミスであり、市の責任で納入すべきが当然である。議会としても市長に対し、市の責任で負担すべきと申し入れしているが、未だ何の応答もない。市長を含め職員を処分したから理解を得たと考えているのか。高い国保税を納めているのに、市のミスを納税者に負担させることは納得できない。市長の考えを伺います。

答 共有資産の算定漏れについ

ては、三年分しか遡及できないことから、この問題の重大性に鑑み、管理監督責任として、私と副市長を減給処分とし、職員についても処分しているところであり、ご理解賜りたいと存じます。

木造住宅の耐震診断改修に 助成制度を

問 地震が各地で続いて大きな被害を受けていますが、国の平成十八年の耐震改修促進計画に基づいて、各市町村で促進計画を策定することとなっている。秋田市では、耐震診断と改修に補助金を出す木造住宅耐震改修等事業として進めています。本市でも事業化に向け、促進計画を策定すべきです。そのことにより、冷え切った住宅建設を促進し、市内建築関係事業者にも喜ばれ、市内経済に好影響を与える制度です。耐震診断費と耐震改修への助成についての市長の考え方について伺います。

答 耐震改修促進法に基づき、国の基本方針及び県の促進計画を踏まえ、男鹿市耐震改修促進計画を平成二十一年度に策定することとしており、助成制度についても検討してまいります。

- ◎この他の質問事項
- 船川地区の活性化について
- 非常勤職員の労働条件の改善について
- 国保税の減免制度の一部負担金について

一 質



安田健次郎 議員

燃油高騰対策

について

【問】景気低迷の中、物価ばかりが引きあがり、特に燃油の高騰が市民の生活を苦しめています。

市では農業や漁業を基幹産業として捉えています。早急に油代の補助などを行なうべきと思いますがいかがでしょうか。

【答】漁業関係については、国が七月二十八日に五項目にわたる支援対策を発表し、都道府県へ説明をしております。県では漁協を通じ漁業者に対して、国、県の支援策の説明を行い、取りまとめを行なっている段階であります。農業者に対する燃料代への援助については、農業の場合、燃料高騰などのコスト上昇分を価格に転嫁できないことから、生産者の所得が減少し、よ

り厳しい経営を迫られています。

燃油高騰対策は一市での対応は限界があり、現在、国や県において省エネルギーや施肥の効率化などを図るための機械、施設の導入や施設園芸において燃油を二割以上削減したグループを増加分の二分の一の補てんなどを検討していると伺っています。

国保税について

【問】一番重税感のある国保税引き下げの努力が必要と思います。

基本的には国の国庫負担が四五%から三八・五%になったりした事ではあります。市長として機会ある度に国などへ国保税引き下げのための要望をすべきと考えます。また、市としては健康行政の充実などをすべきであり、一般財源からの補てんなどを、国保税の引き下げのための取り組みが必要と思いがいかですか。

【答】市長会などにおいて機会ある度に強く要望してきたところであり、保健事業については、疾病の早期発見、早期治療の推進のために、これまでの衛生部門と連携を取りながら取り

組んでいるところであり、一般会計からは法に定められた基準に基づき繰り出しをしており、これ以外の負担は原則として避けるべきものと考えています。

組んでいるところであり、一般会計からは法に定められた基準に基づき繰り出しをしており、これ以外の負担は原則として避けるべきものと考えています。

市道長沼団地十六号線道路改良工事について

【問】長沼団地十六号線道路改良工事に関して、八月二日の秋田

さきがけ新報で報道されたが、その記事での工事を請け負った業者と土地を所有している業者とはどのような関係なのか。市へ土地を寄附してもらったとあ



吉田直儀 議員

市道長沼団地十六号線道路改良工事について

【問】この道路工事については、

先の新報報道等にもあったが、市民は、相当の驚きと疑惑を持っている。当該土地所有者と市側に何らかの事前交渉等、密約はなかったのか。工事予算計上までの一部始終を求めたい。
①土所有者は一括売却と言うが、

るが、どの位の価値なのか。そして寄附をお願いしたとあるがどのような理由によるものなのか。また、下水道や道路整備をその業者と契約しているそうですがどうなのか。県のコメントでもあるが、工事を市から持ち出すことが妥当かどうか、新聞社に対し抗議をしたとの報告があったが、反応はどうなのか伺います。

【答】土地所有者と工事請負業者はグループ企業で代表者は同じとなっております。土地については市道の一部と交換したわけですが、道路面積八百九十五

市側の道路用地によって、分割分譲に用途変更となったこと。
②結果的に土地所有者側の都市計画法による開発行為の届出が不要となったこと。
③土地所有者が、その後、宅地分譲の届出をしているが資格があるのか。
④土地所有者の親会社による、本工事及び付帯工事のガス・水道・下水道工事の随意契約はなぜか。

【答】新報報道の内容には相違があり、遺憾に思っています。この道路整備は、長沼団地町内会の要望である旧道路の鋭角交差点では無理があるので、現交差点との十字路交差ということで

十二月下旬から土地所有者と折衝し、一月下旬に内諾を受けました。二分割された残地の開発行為の有無について県と協議し、三月議会で市道認定と予算案が議決されているものであります。
①市道の計画を理解され二分割用地となったものです。②結果的に土地所有者が宅地分譲可能となりました。当初は一括更地として売り出したところに市道敷地の協力をお願いした結果であります。③土地所有者には、宅地建物取引業務の有資格者がいないことから、分割宅地分譲はできませんが、造成後、資格のある会社が一括して買収し、販売する方法をとったものです。

④旧所有者の解体工事を実施した会社が造成工事を実施したことから、施工管理と他工事との良好な意思疎通、工期の短縮という理由で随意契約としたものであります。

男鹿みなと市民病院

経営健全化計画について

⑤この問題は、病院経営のみならず、男鹿市の財政破綻につながる。市長が主張してきた医師の増員を前提とした、市直営の病院経営方式では、経営の建て直しは難しいことから、経営形態の見直しを含め、抜本的な経営改革が必要と提言してきたが、当初から、本計画での経営改善は、極めて難しいと危惧していた。現にその実績と計画との比較において、計画そのものが破綻している内容が報告され、この内容では経営が好転しないことが明白だ。さらに、もう半年、この状況を放置しておくことは許されないもので、早急に抜本的経営改革に踏み切る判断をすべきだ。

⑥大幅に計画を下回る現状から、市財政の破綻につながる問題であり、市長の政治責任が問われるが、政治生命を懸けるという覚悟だったことから、市長のその言葉は市民との約束であり、どう考えているのか伺います。



古仲清紀 議員

新船川保育園建設について

⑦サンワーク隣接地に環境の良い市有地があるのに、なぜ、血税を使い、交通の危険性、災害時に不安のある旧港湾事務所土地を購入し建設しなければならぬのか。

旧港湾事務所跡地へ建設することにより、船川地区活性化の一助となると発言されていますが、どう活性化につながるのか。議会では、旧港湾事務所跡地への建設を求める請願が採択されましたが、市長はこれまで説明会や議会などで「保護者、地域住民に理解を求め、理解が得られるまで予算の執行はしな

⑧大変厳しい経営状況であります。が、当院を何とか維持してまいりたい。今後、収益の向上を図るため専門医の確保、日帰りドック、人工透析の週六日実施など患者の増加につながる診療を行い、市民の信頼回復に努めてまいりたい。今後も全身全

い」と述べられてきました。しかし、事業実施設計委託料が本定例会へ補正予算として計上されていることは、保護者や地域住民に多くの反対者がいるなかで、これらの方々の理解を得ないまま、無視した形で建設を断行することになります。これまでの市長の発言からすると地域住民、保護者、議会を無視したことになるのではないのでしょうか。

⑨旧港湾事務所跡地への建設については、空き地の有効利用を促進し、子供たちの安全、安心を確保しながら、元気な声が周辺に届くことにより、船川本町の賑わいや潤いなど、間接的に商店街の再生に寄与するとともに、地域活性化の一助になることを願い、厳しい財政事情であります。建設することにしたものであります。議会からは保護者、地域住民に対し十分な説明を行い、理解を得て進めるよう求められたこ

霊を懸け、当院を守っていきたくて考えています。本計画は八年間の計画であり、長い目でみていただきたい。これからも改善に万全を期してまいり、全身全霊を懸け、努力してまいります。

とから、これまで、十カ所の会場で十四回の説明会を実施し、理解を求めてまいりました。八月の臨時会で、旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願が採択されたことを受け、当初予算に計上した関係予算と、実施設計費用を九月定例会に補正予算に計上する旨を報告していることからご理解賜りたいと存じます。

職員の採用、昇進について

⑩大分県の教員採用に係る汚職事件が最近まで報道されておりました。そこで、職員の採用昇進について伺います。一次試験の教養問題は何処で作成し、何処を試験会場として行い、どのようなメンバーで採点、合格を決定されているのか。また、問題用紙の持ち帰りを認めているのか。受験者全員に一次試験の得点を通知したり、不合格者には、どの程度合格に達してい

なかったかを通知しているのか。口述試験に、多様な人材確保や選考の透明性を図るため、企業の人事担当者などを起用しているのか。起用してはいけない起用する考えはあるのか。

職員の昇進については、試験をすることなく市幹部の判断で行ってきたのではないのでしょうか。「実力本位」の昇進であるはずが、「情実」「迎合」「ゴマすり」が蔓延していないでしょうか、これからは昇進試験を実施するべきと考えます。昇進には試験の成績だけでなく日常業務の処理が判断材料になるでしょうが、試験があるということ、職員が勉強することにより、資質向上につながると考えます。

⑪職員採用に係る一次試験は秋田県市長会が実施する職員採用統一試験日に、本庁舎を会場に実施しており、試験内容は、教養試験、専門試験、適性検査で、その問題集と採点は秋田県市長会を経由して、財団法人日本人事センターに委託しております。職員の昇進については、地方公務員法で人事委員会を置かない地方公共団体においては、試験又は選考によるものと規定されており、本市では経歴や実績などに基つき選考により任命しております。

議案質疑

質疑者

古仲 清紀 議員
安田 健次郎 議員

国保税算定漏れ 再処分の理由は

質疑 議案第六十四号男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について伺います。第二条で「職員として良好な成績で勤務されていること」と規定されていますが、自己啓発に努めようとする職員に影響を及ぼしかねない国保税担当職員の処分についてであります。課税漏れの責任として九人を訓告、嚴重注意処分とし、市長、副市長を減給処分しております。このうち嚴重注意処分を受け入れた二人については、その処分を取り消し、改めて減給十分の一を五ヶ月と減給十分

の一を三ヶ月の懲戒処分としたことを八月臨時会で市長から報告がありました。その理由は、課税漏れの事実関係を更に明らかにする必要があるとして、職員事故審査委員会を四回開き関係者から事情を調査した結果、二人の職員は、課税漏れを同僚に指摘されながら放置していたことが判明したので処分を重くしたということであり、再処分をしたということは、最初の調査が十分でないまま処分したことになり、職員の士気高揚や自己啓発へも影響を及ぼします。市長は管理監督責任をおろそかにしたことであり、市長自身が何らかの責任を取るべきではないのでしょうか。

答 再調査の結果、①共有名義の資産割を賦課しなければならぬと認識しながらその対応を怠った。②職員から指摘を受けながら放置していた。③合併時においても是正措置をとらなかつたことから再処分したものでありますのでご理解いただきたいと存じます。

消防団の難燃服の 購入について

質疑 ①難燃服七百九十組の取得ですが全員分を購入されるのか。②背負い式水のが山火事

で有効だと聞いておりますが、まだ配備されていない分団はあるのか。③指名競争入札で約二千三百万円で取得することですが、予定価格、指名入札参加業者数はどれくらいなのか伺います。

答 ①難燃活動服については、若美地区と男鹿地区で服装が違っていることから、今後の火災現場や様々な災害現場への出勤に備えるため、装備の統一について検討してきたものであり、

このたび、上着、ズボン、ベルト、帽子、階級章を全団員に装備することにしたものです。②背負い式水については、若美地区の消防団に配備されていなかったことから、各分団に対し、二十個配備しており、今後、計画的に配備してまいります。③予定価格は二千四百八十二万二千円です。参加業者は市内五社のほか県内の十四社の業者を指名して入札を執行しております。

予算特別委員会

みなと市民病院 について

質疑 ①平成二十年四月から七月までの実績では、経営健全化計画との比較で、医業収益に大きな離が生じているにもかかわらず、今定例会に補正予算を計上しなかつた理由について伺います。

本定例会において、全議員で構成する予算特別委員会が設置され、付託を受けた一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算について審査を行い、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。
一般会計等補正予算で質疑された中から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

②公立病院特例債については、七年間で償還ということになっているが、単純に元金だけで年間約六千四百万円の償還となり、この償還金は、どの会計で対応していく予定なのか。通常では病院会計から償還しなければならぬものと考えますが、資金不足を起している現状では、一般会計で対応しなければならぬ

いものと思うがどうか。
③病院改築以来、十年が経過しているが、現状の経営状況悪化の要因として、事業計画の見通しの甘さ、能力のわりに過大な設備投資を行った結果と考える。以前から病院経営については、経営形態の見直し等、軌道修正を図らなければ大変な事態になると指摘しているが、市長は「市民の命と健康を守るため」という答弁を繰り返して、何ら有効な手段を取らずに今日に至っている。今後どう対応していく考えであるのか。また、市長は今までの経営責任にどうけじめをつけようとしているものか伺います。

答 ①経営健全化計画は、公立病院特例債の発行を含めた計画となっていないことから、早急に計画の見直しを検討し、議会の皆様に提示してまいります。なお、補正予算については、十二月定例会に計上してまいります。②特例債の発行については、平成二十年度に限り認められているもので、現在、県に四億四千九百十萬円の申請をしています。この特例債の償還期間は七年ですが、二年間の据え置きで、実質的には五年間で償還していくこととなっており、利息分につ

いては、全額特別交付税算入となるものであります。また、一般会計からの財政支援については、今後、計画の見直しも検討しており、経営状況を見極めながら、一般会計の財政状況を勘案し、総合的な判断の基、議会の皆様と協議し、検討してまいります。

③今後の対応策については、来年四月には専門医一名の確保も見込まれることから、人工透析の患者数の増加、また、現在も実施しています土曜日診療、さらには人間ドック、健康診断等を実施することにより、医療収益の増につながるものと考えており、それらを見越して経営健全化を推進してまいります。なお、経営形態の見直しによる民営化等については、デメリットの方が非常に多いと考えていますので、できる限り今の経営形態で継続できるよう、今後も全力で努力してまいりますので、議員の皆様の特段のご理解、ご支援をお願いいたします。また、これまでの経営責任については、市民・議会の皆様にご心配をおかけしていますが、今後とも当院を継続していくために計画を見直し、経営健全化に向け努力してまいりますのでご理解いただきますよう、よろしくお願

い申し上げます。

物価高騰対策は

質疑 物価高騰による経済対策については、国・県の施策に対応するだけでは積極性が見えない。市独自の具体的な施策が必要と考えるが、どう対応しようとしているのか伺います。

答 国・県の動向を見極める必要があり、低所得者への対策も含め、市独自の対応策を検討させていただき、財政状況も考慮しながら、できる限りの対策を講じたいと考えていますので、今後は臨時会等を開催し、議会の皆様と協議してまいりたいと考えています。

消防広域化

について

質疑 市長の諸般の報告では、広域化について、平成二十一年四月というところで進めているようだが、議員定数等、議会の考え方と大きくかい離していることから、今後、議会の意見をどう反映させていくのか伺います。

答 広域化については、平成二十五年三月まで、さらに平成二十八年五月末までに無線のデジタル化が国の方針で示されて

います。市では、県が示した現在、県内の十三消防署を七ブロックに再編するという計画を受け、男鹿市・潟上市・南秋田郡との広域化について、平成十九年度から協議しており、八月一日に構成市町村長の協議会を開催したことから、議員定数・本部の位置等について、案として中間報告させていただきました。今後は、担当者による幹事会、さらには市町村長の協議会で議員定数、負担金、運営計画の問題等について再度協議してまいります。



男鹿地区消防一部事務組合

プライウッド男鹿工場の増設について

質疑 プライウッドの増設につ

いては、雇用の確保が図られることなどから、大いに期待しているが、現在は、当初の計画より着工が遅れていることから、進捗状況とあわせ、会社側からの要望に対する回答について伺います。

答 本事業は明年三月頃操業する計画となっていました。原油・その他建築資材の高騰、所得の伸び悩み等による住宅需要の落ち込みの影響を受け、現在、三〇％ほど減産している状況であることから、着工に遅れが生じていますが、同社では来年度中に着工するということがあり、市としては早期の着工・操業を要望しているところであり、また、同社からの要望に対する回答は、一つとして、工場内水路移転費用の助成は、昨年十二月定例会に補正予算を計上し、現在、完成しています。二つとして、船川港岸壁の延長とあわせ、埠頭用地の拡大工事は、今後も国・県に強く働きかけてまいりたい。三つとして、上水道単価の見直しについて、今後、予算措置に努めてまいりたい。四つとして、新規雇用が見込まれるため人材確保をお願いしたいということで、関係者と連携しながら対応してまいりたいと回答しています。

農業施策について

質疑 国・県の施策に市が対応するだけでは、農業経営者からは、何ら評価を得ることができないのではないかと。国・県で取り組もうとする施策を先取りする形で、市ではこれだけ頑張っているというアピールができる新たな施策展開があつてしかるべきと考えるがどうか。

答 本市の基幹産業であります農業については、議会の皆様からも一般質問等で様々な質問・ご意見があつたことから、それらを参考に、担当課とも協議いたしました。前向きな姿勢で、積極的な施策を展開してまいりたいと考えています。



委員会・分科会の動き

各常任委員会・分科会は、付託議案と所管の予算案を審査し付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑のあった主な事項は、次のとおりです。

総務

質疑 国保税共有資産算定漏れにおける職員の自己啓発意識欠如に伴う不適正事務再発防止への対応について伺います。

答 税務行政での、法令を遵守しない不適正な事務処理の再発防止として、部課長会議などにおいて、適正な事務処理や報告、連絡、相談の徹底を指示しているほか、職員研修を強化し、二度と起きないように指導を強めてまいります。

要望 職員として、しっかりとした倫理観により、高い意識、高いモラルを持って事務に取り組み、二度とこのようなことがないように要請する。

質疑 選挙経費に係る行財政改革推進の考え方について伺います。

答 本市の行財政改革大綱には、投票所の統廃合や投票所における従事者の縮減などが盛り込まれており、その調整には時間を要しているが、現在検討を進めております。

質疑 住民税の減額措置に伴う還付申告状況及び還付手続き未申告者への対応について伺います。

答 住民税の減額措置に伴う還付申告については、平成十八年度の地方税法の改正により税源移譲が行われ、住民税が上がった分、所得税で調整され、基本的に、税負担の増減は生じないこととなっております。退職などの理由により、平成十九年申告時の所得税が大幅に減少した場合などは、住民税の増額分を負担調整できなくなることから、年度間の所得の変動に係る経過措置として、申告により平成十九年度分の住民税から税源移譲により増額となった、住民税相当額を本年度において還付し、負担調整を行うものです。

また、当該申告期間は本年七月一日から同月三十一日まで、既に終わっていますが、まだ申告されていない方々については、還付手続きをするよう周知してまいります。

質疑 本年度の一般会計予算の見直しと併せ、みなと市民病院

に対する繰り出しの考え方に伺います。

答 本年度は総額約一五〇億円弱程度の予算を見込んでいますので、今後の補正要因二億円の主なものとしては、原油高騰による緊急経済対策費や生活バス路線の維持費補助金などを予定していますが、みなと市民病院への繰り出しについては、本年度は既に三億五千四百六十七万円を繰り出していることから、現時点では、補正要因としては見込んでおりません。

また、みなと市民病院への繰り出しの考え方については、厳しい財政状況にあるが、基本的には国の繰出基準に基づく病院の建設改良に係る経費、救急医療の確保に要する経費等については従来どおり繰り出していくべきものと考えています。その上で、公立病院特例債については、現在、四億四千九百十万円を申請しており、その償還分については、特別債発行可能となった医師不足対策などの要因や市の財政事情のほか、市民の健康を守るという総合的な判断に立って検討してまいります。

質疑 本市退職職員の再任用制度導入の考え方について伺います。

答 再任用制度については、

合併前の旧男鹿市において、地方公務員法の改正を受け、総務委員会協議会で検討いただいた結果としては、社会経済情勢、市内の雇用情勢、さらには市民感情などを考慮し、議案の提出は見送るべきとされた経緯があります。

現在、協議がなされてから五年が経過しているが、社会情勢や本市の定員管理計画などもあり、厳しい状況にあると考えていることから、その制度の導入については、今後の雇用情勢等を見極めてまいります。

教育厚生

質疑 福祉灯油引換券の支給実績及び今年度実施の可能性について伺います。

答 昨年度は、原則は市民税非課税世帯で、七十歳以上の方で構成される高齢者世帯・心身障害者世帯に一万円、一人親世帯・生活保護世帯に五千円の支給で、実績としては一千六百三十七世帯、一千四百四十八万円となったもので、今年度の実施についても、現在、予算見積等検討し進めています。また、昨年度の実施にあたり、電話での問い合わせ等もあつたことから、今年度も実施するとなれば一定の線引きをしながらも、どの程度まで支給範囲を広げることが

できるかなどについても検討してまいります。

質疑 全国学力・学習状況調査について、平均正答率を公表することについては是非が問われているが、情報公開請求された場合の対応について伺います。

答 九月十七日、市教委に県の教育次長の訪問を受けた際、県に対し現在、新聞社二社から情報公開条例に基づく請求があり、県の条例では基本的に全てを公表しなければならない内容となつているとの説明を受けました。今後、市に対し情報公開請求があつた場合には、ホームページに掲載する予定の資料で対応してまいりたいと考えています。また、市教委としては、学力テストの結果だけで児童・生徒の力量を判断するのではなく、スポーツなどを通じて、たくましい心を育てるということが一体となつてこそ子供の成長につながるもので、現段階での平均正答率公表については時期尚早と考えています。

質疑 みなと市民病院における平成二十年四月から七月までの実績と経営健全化計画との比較では、大きな乖離があるが、現状をどう認識し、今後の対応策を考えているのか伺います。

答 経営健全化計画は平成十六年度から十八年度まで、本市における入院需要の推計で約三〇%のシェアを確保していましたが、十九年度の上半期におい

産業建設

りました。

て約二五%まで低下したことからデータ分析した結果、五%程度は復活するのではないかと、外来においても平成十六年十七年度で需要が約二〇%であったことから、二〇%までは復活の可能性があると想定し、平成十七年度の数字を基に策定したものであります。コンサルタ

質疑 雇用奨励金の交付要件及び交付の適否に係る調査について伺います。

とも様々な角度から分析し数字を計上したわけですが、全県的な傾向で思うように患者数が伸びず、非常に厳しい結果となっております。医師が二名確保され、来年度も専門医一名の確保が見込まれることから患者数も徐々に増えるものと考えています。今後の対応については、費用を抑え、増収を図るためにも

答 雇用奨励金は男鹿市商工業振興促進条例に基づき、工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用した常勤の従業員のうち、市内に住所を有する者が五人以上の事業所に対して交付するもので、工場が操業した時点を起点として一年ごとのスパンで三年間交付するものです。一年ごとの雇用者数に係る奨励金の算定については、十二月の月ごとの雇用者数の平均人数に対して十万円を乗じているもので、交付に係る適否については、市内在住者で常勤の者が対象であることから、住民票及び雇用保険などを確認し交付しております。

用を抑え、増収を図るためにもコンサルタントとの協議の中で計画の見直しも含め、対応策について検討し、本計画の推進に努めてまいります。

所管報告

みなど市民病院事務局から、平成二十年度医療設備整備計画について、マルチスライスコシステム、大腸ヒデオスコップなどの更新等を予定しており、特に現マルチスライスコシステムについては、十年を経過し検査時間も三十分程度要し、高齢者にとっては苦痛を伴うことから、更新することで検査時間の短縮が図られるとともに、診療報酬の加算、保守料などのメリットもあることから更新したいと考えていますとの報告があ

質疑 補正予算に計上されている台湾での誘客宣伝事業が本市の誘客にどのように反映されるのか伺います。

答 本予算は、財団法人地域伝統芸能活用センターが主催する「まつりイン台湾2008」に参加し、男鹿をアピールするとともに観光誘客を図るため、六人分の国内旅費を予算措置したものです。本イベントは、国土交通省が

訪日する外国人を年間一千万人以上に引き上げるため実施しているビジットジャパンキャンペーンの一環として行なわれるものであり、本年度は秋田県、東京都、静岡県、岡山県、沖縄県が参加することとなっております。

市としては、県が台湾へのチャーター便の拡大に取り組んでいることとあわせて、現在、本市を訪れる外国人観光客の多くが台湾をはじめとする東南アジアの方であることから、本イベントに参加することにより、外国人客の増加が見込まれるものと考えております。



イベントに参加する
なまはげ太鼓

質疑 市道整備の際の優先順位に係る市の判断について伺います。

答 幹線道路については、総合計画等に基づき整備を進めて



市道長沼団地16号線

いますが、市道総延長は約八十万メートルもあり、市としては、町内会等から要望されている道路整備については、財政的に全てに対応できないのが実状ですが、要望をいただいたなかで、巡回パトロール等を行い、緊急性を考慮して実施しています。また、地域等から協力をいただける場合には、生コン、砕石等原材料を支給し整備をしております。

要望 長沼団地十六号線道路改良工事については、八月に開催された本委員会協議会や今定例会の一般質問等において、道路工事を実施することとなった経緯やその整備手法について多くの議論が交わされ、新聞や県、市民などを巻き込み、多くの意見

や批判などが出された。今後、事業等を進める際には、市民から批判や誤解を受けないよう慎重に取り組んでいただきたい。

質疑 ガス料金については、平成二十一年に熱量変更をした上で、料金改定を行なうとしているが、昨今の原油等資材価格の高騰により、料金改定の時期等に影響はないのか伺います。

答 石油資源開発株式会社から、昨年の初めに原料価格の引き上げの申し出があり、協議の結果、今年一月から一立方メートルあたり三円の引き上げとなったもので、これにより原料費は年間約一千万円増加するものと試算しております。

さらに、先般、石油資源開発株式会社から、液化天然ガスの原料価格の高騰から、再度、値上げの要請があり、企業局としては、石油資源開発株式会社との協議において、企業局の熱量変更及び料金改定等の事情を説明し、早急な引き上げについては考慮していただくようお願いしているところであります。

しかし、石油資源開発株式会社及び他ガス事業者との兼ね合いで原料価格が引き上げられたとしても、料金改定については、東北経済産業局など関係機関との協議の上、熱量変更後のできの限り早い時期に実施したいと考えております。

新船川保育園の旧港湾事務所跡地への早期建設に対する請願への賛成討論

八月臨時会では、新船川保育園建設に関する二件の請願について採決が行なわれ、旧港湾事務所跡地への建設を求める請願を採択し、サンワーク隣接地への建設を求める請願については不採択としました。採決の際の賛成討論の要旨は次のとおりです。

佐藤巳次郎議員

新船川保育園の建設地については、子供たちの安心・安全のため、また、船川地区の人口減少が予想されることから街部に設置すべきと主張してきました。旧港湾事務所跡地ではなく現保育園に近いサンワーク隣接地へ建設を要望されている方がいることについては、長年、慣れ親しんだ場所であり、反対する気持ちは十分理解できますが、交通安全上のほか、災害時の道路の寸断、崩壊も懸念され、また、街部から離れております。旧港湾事務所跡地が最適地とは思いませんが、街部にそれ相当の面積がない中では、街部にある当該地の整備を行うことにより、地域の方から見守られ、交流のできる施設として保護者の方から理解が得られるものと考えております。また、羽立、増川両児童館の統合という点でもあり、建設場所は交通の利便性からも適していると思えます。

議案第五十七号平成十九年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定に対する反対討論

九月定例会初日に、不認定とされた平成十九年度男鹿みなと市民病院事業会計決算に関する反対討論の要旨は次のとおりです。

佐藤巳次郎議員

平成十九年度の男鹿みなと市民病院会計における資金不足比率は二七・四％と経営健全化基準の二〇％を大きく超えております。当年度は、大きな事件となった非常勤医師採用問題が起き、マスコミでも大きく報道され、市民のみならず市民病院に対する信用を失墜させ、患者の市民病院離れとなり病院収益に少なからぬ影響を与えていることは残念の極みであり、公務員として業務を逸脱した行為は許されません。この問題に対する監査結果では、監査委員から契約から財務処理、旅費にいたるまで法律、条例等に違反していたことが明らかにされ、市が自らその非を認めたと言えます。しかしながら、決算に係る監査の審査意見書でこの件に触れていないのは重大性の認識が欠けており、あつてはならないことです。このような内容から見てチェック機能の役割を持つ議会と

しては不認定とすることが当然であります。

吉田直儀議員

男鹿みなと市民病院の非常勤医師採用問題については、市長は自ら非を認め、医師確保に係るコンサルト料を負担しており、後日、その一部を前副市長も負担したと明らかにしておりますが、内容については不明のままの決算となっております。

この問題を機に、男鹿みなと市民病院の経営健全化に向け、経営改善委員会を設置し、二月に案が示されましたが、その後の経営状況とのかい離が大きくなり、今後も厳しい経営状況が余儀なくされると思われまます。

昨年の男鹿みなと市民病院の非常勤医師採用問題に関する監査委員の報告では一連の公文書出等について関係法令違反の事実を認めておりますが、本決算の監査委員の総括意見では、この問題に関する記述がなく決算委員会での指摘を受けて記述が改められたことは職務上の怠慢であると指摘します。以上のことから本決算について認めることはできません。

議案第六十一号平成十九年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算のうち国民健康保険特別会計の認定に対する反対討論

九月定例会で認定された平成十九年度一般会計及び各特別会計決算のうち国民健康保険特別会計決算に関する反対討論の要旨は次のとおりです。

古仲清紀議員

国民健康保険税の共有資産名義の資産割額の算定漏れの責任として三月に職員を、訓告、厳重注意するとともに市長も管理監督責任として減給処分としておりますが、この処分された職員のうち二人については、八月に減給処分に変更し、再処分されておられます。この問題は、市長、職員の減給処分だけでは責任を果たしたとは考えられない重要なものであります。市長は職員を指導、管理監督することから、職員以上の責任をとるべきであり、不祥事を引き起こす土壌を見直し、倫理の確立や適正な執行体制の実現を図り、市民の信頼を回復するべきです。

この問題は国保加入者に大きな損害を与えており、市の責任で補てんするべきと考えます。議会からも申し入れをしておりますが、何ら対応もなく市民から信頼回復が図られていないのが現実であります。よって国民

健康保険特別会計決算に反対します。

佐藤巳次郎議員

国民健康保険税の共有資産名義の資産割額の算定漏れに係る調査の結果、平成十二年からの五年分については、課税漏れは確認できるものの調査は難しいとして個別調査を放棄し、平成十七年からの三年分については遡及賦課しております。調査範囲を三年間に限定し、全体像を明らかにしない市政のあり方は、市民を無視したものであります。

この結果十二年度からの五年間の課税額が不明となり、国保会計に入るべき額も未調査のまま、関係者の処分だけで済ませ行政として責任をとらうとせず、対応も答弁できない有様です。このことは市民の納税意識を弱め、国保税が高くて払えない滞納者にどう説明するのでしょうか。行政への信頼の失墜と言わねばなりません。市長にはあと半年の任期のなかで、納得のいく解決策を出すべきと考えます。よって国民健康保険特別会計決算に反対します。

◎議案第六十八号平成二十年男鹿市一般会計補正予算(第二号)に対する修正案を提出

九月定例会最終日において、高野寛志議員ほか五名の議員から、新船川保育園建設に伴う実施設計費に係る予算を減額する修正案が提出されました。

この修正案について、高野寛志議員から「新船川保育園の建設用地を旧港湾事務所跡地にすることに對し、市民の間ではいまだに反対運動が根強く、チラシを配布するなど批判がエスカレートしております。」

このように市民の理解や合意のできていない状態で新船川保育園建設事業を強引に進めることは、民主主義政治のルールを逸脱するものであり、いたずらに市民同士の対立をおおるものであります。

市長はもつと謙虚に市民の声を傾けなければなりませんとの提案理由の説明がありました。この後、本修正案と当局から提案された原案についてそれぞれ起立採決した結果、修正案については否決され、原案については可決されました。

陳情

●生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する陳情書

●社会保障関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する陳情書

●教育予算の拡充を求める意見書採択についての陳情書

●地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書

●新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出に関する陳情書

●地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書の採択等を求める陳情書

●原油・肥料・飼料高騰並びに国産農畜産物増産・自給率向上に向けた要請書

●社会保障関係費の二千二百億円削減方針の撤回を求める意見書

●教育予算の拡充を求める意見書

●地方財政の充実・強化を求める意見書

●新たな過疎対策法の制定に関する意見書

●地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書

●原油・肥料・飼料高騰並びに国産農畜産物増産・自給率向上に向けた意見書

※七件とも可決されたので、市議会の意見として関係機関に送付しました。

意見書

●生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

交通安全パレードを実施

市議会議員交通安全連盟は九月二十六日に恒例の交通安全パレードを実施し、各議員は四班に分かれ、市内保育園等を訪問し、園児達に交通安全の大切さと呼びかけました。



交通安全パレード出発式

編集後記

▼今年の稲刈りは、地球温暖化の影響を思わせる夏の陽気の中で始まり、作況指数一〇二という豊作でしたが、米価の下落が続く中、追い討ちをかけるように燃料費や資材の高騰など、依然として農家経済は厳しい状況にあります。そんな中、輸入による事故米という汚染された米が全国の老人施設や病院・学校給食にまで入り込んでいた事件は、食の安全を高める生産者の一人として、非常に悲しく情けない出来事でありました。これまでの農政にも問題がありますが、生産者はもちろんのこと、消費者にも食の安全に対して深い認識をもっていただきたいものです。▼今定例会で審議された、みなど市民病院の経営問題は、入院・外来患者数の減少等、厳しい状況が続いています。平成二十年度に限り、国の支援が得られる、公立病院特別債を四億四千万円で申請していますが、市民の健康を守るという総合的な判断に立って検討しているものの、その償還については、病院のあり方を含めて危惧されています。▼今年度の市職員の退職予定者は医療職を除き、定年・早期退職者あわせて二十九名と伺っていますが、今後採用される若い職員には努力を惜しまず切磋琢磨し、先輩職員以上に市民の負託に応えて欲しいものと願っています。

議員は公職選挙法により、選挙区内で答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すことはできません。皆さんのご理解をお願いいたします。市議会議員一同